

九州大学大学院通則

(専門職学位課程の修了要件)

第56条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、専門職大学院（法科大学院を除く。）が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。【専門職大学院設置基準第15条】

2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。【専門職大学院設置基準第23条】

3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

(法科大学院の法学既修者)

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

九州大学法科大学院規則

(修了要件)

第17条 法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に3年以上在学し、95単位以上を修得することとする。

(法学既修者)

第19条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第17条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年とする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位は、1年次配当の法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習を除く。）30単位とする。

2014法科大学院学生便覧 P.10

(1) 修了要件と修得単位数

本法科大学院を修了するためには、本法科大学院の専門職学位課程に3年以上在学し、所

定の必修科目を含む95単位以上を修得しなければならない。

ただし、「法学既修者」、すなわち「法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者」には、65単位以上を修得することを条件に2年以上3年未満での修了を認める。

「法学既修者」と認められるためには、入学時に、既修者コースの試験に合格しなければならない。